字中平ノ　一八番二　十四号及び十五号
一八番三　十六号
二〇番一　十七号
二(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大千瀬川第十支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
愛知県北設楽郡東栄町大字振草
字上粟代今水　九番から二〇番まで
二二番から二四番まで
字上粟代大野平　三番
字下粟代大久保　五番
一三番から一五番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
愛知県北設楽郡東栄町大字振草
字上粟代今水　八番一　一号及び二号
九番　三号
二二番　四号及び五号
二一番二　六号及び七号
三(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
杉橋沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十年建設省告示第千六百九十号に掲げる土地の区域を除く。）
愛知県北設楽郡豊根村上黒川
字上　一号
二号
三号から六号まで
七号及び八号
九号から十一号まで
十二号及び十三号
四一番　十四号
四〇番　十五号、十七号及び十八号
三七番　十六号
十九号
三〇番地先道路敷　二十号
三五番一　二十一号
三一番　二十二号
三二番一　二十五号
三五番　二十三号
三二番三　二十四号
四四番三
五九番
字杉橋　四五番
四四番
四三番

○国土交通省告示第百九十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
新崎川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号を順次結んだ線及び標柱一号から十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十九年内務省告示第百四十六号で指定した区域及び昭和六十三年建設省告示第二千百六十三号で指定した区域を除く。）
神奈川県足柄下郡湯河原町
鍛冶屋字辰沢　九五四番五　一号
九五四番一三　二号及び三号
九五四番一七　四号から十一号まで
吉浜字老僧坊　二〇二七番六　十二号から十四号まで
二〇二七番七　十五号
二〇二七番八　十六号
二〇二七番九　十七号及び十八号
吉浜字幕山　二〇二九番一　十九号
二(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
アビロ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
神奈川県相模原市緑区
青山字中丸　三八九九番　一号
三九〇一番　二号
三九一五番一　三号及び四号
青野原字佛石　八八番　五号
七九番一　六号及び七号
七六番七　八号

○国土交通省告示第二百号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
細見桜尾川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県豊岡市出石町
福住字桜尾　一一二五番から一一三四番まで
細見字桜尾　一番一
三番から五番まで
六番一及び六番二
六五四番一
六五五番二

○国土交通省告示第二百一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年二月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所
株式会社プロパティ・リスク・ソリューション　東京都千代田区三番町五番地二十四
二　変更する年月日
平成二十四年二月二十七日
三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地
株式会社プロパティ・リスク・ソリューション　東京都千代田区一番町五番地

○国土交通省告示第二百一号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十四年二月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＪＬ	141469	白嶺	平成24. 1.10
７ＪＪＮ	141479	くなしり	24. 1.26
７ＪＫＶ	141578	北斗	24. 1.18
７ＪＫＹ	141589	ＥＵＲＡＳＩＡＮ ＨＩＧＨＷＡＹ	24. 1.12
ＪＤ3255	141537	まつら	24. 1.17
ＪＤ3256	141538	シャトル豊予	24. 1.27
ＪＤ3261	141546	はりま	24. 1.11
ＪＤ3271	141559	第七十八石田丸	24. 1.24
ＪＤ3281	141576	あつた丸	24. 1.25
ＪＤ3287	141580	第二喜入丸	24. 1.20
ＪＤ3288	141581	第八愛廣丸	24. 1. 5
ＪＤ3298	141594	第八十一平安丸	24. 1.23
ＪＤ3302	141598	熊野丸	24. 1.10
ＪＤ3303	141599	聖祐	24. 1.19
ＪＤ3307	141604	神愛丸	24. 1.13
ＪＤ3308	141605	慶扇丸	24. 1.30
ＪＤ3317	141620	興竜丸	24. 1.23
ＪＤ3336	141647	ＲＥＸ	24. 1.31

○国土交通省告示第二百三号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十四年二月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
７ＪＦＲ	141035	ＳＥＴＡＧＡＷＡ	平成24. 1.31
７ＪＪＩ	141459	ＯＨＭＩＮＥＳＡＮ	24. 1.10
７ＫＲＵ	132633	ＹＡＭＡＴＯ	24. 1.17
７ＭＧＥ	133752	フェリー海龍	24. 1.30
８ＬＢＰ	127073	第十一宮丸	24. 1.24
ＪＧＲＸ	128164	第三十五進洋丸	24. 1.27
ＪＩＱＩ	130092	第二十一福積丸	24. 1.10
ＪＩＳＪ	130100	第十一福積丸	24. 1.10
ＪＤ2618	127142	第十八栄保丸	24. 1. 5
ＪＥ2172	116446	第七十一源榮丸	24. 1.26
ＪＥ2829	128240	海王	24. 1.16
ＪＦ2138	120129	しらかみ	24. 1.23
ＪＧ4023	121811	みおかぜ	24. 1.11
ＪＪ3444	125387	第三運栄丸	24. 1.12
ＪＪ3715	132361	喜昇丸	24. 1.11
ＪＫ4962	130986	第二十二東洋丸	24. 1.13
ＪＫ5018	131752	加寿賀丸	24. 1. 6
ＪＫ5078	132503	弥生丸	24. 1.17
ＪＫ5382	134113	レインボーのうみ	24. 1.23
ＪＭ6275	133590	第十五龍生丸	24. 1. 6